

社会保険加入促進計画

1. 基本的な方針

社会保険未加入対策は行政・元請企業・下請企業が一体となって取り組む必要がある。

当協会は、企業としての社会的責務を果たすべく、協会が取り組むべき対策及び会員企業が自ら取り組むべき対策を取り決めて、その推進を図る。

社会保険等は、法令に基づき加入義務が課せられており、未加入企業や未加入者が利するような環境にならないようにすべきは当然である。従って、社会保険等の未加入対策の実施にあたっては、一定の時期、段階において、法令遵守の実効性の上がる措置の一斉適用が必要である。

また、技能労働者の処遇改善により人材確保を図るという本来の目的に照らし、前記措置の一斉適用の時期に合わせ、社会保険等の費用が末端の作業員まで行き渡る仕組みの構築を検討していかなければならない。

今後、会員企業に対して、下請企業を含めた社会保険等の加入の実態調査を実施し、調査結果に基づき本計画を見直しを行うこととする。

2. 取り組み方針

(1) 計画期間

期間は国と同様に、平成24年度を初年度とする5年間とする。

2年目以降は、実施状況のフォローアップを行い、その結果に基づき必要な対策等を実施する。必要に応じて計画の見直しを行う。

(2) 計画の公表

計画を策定後、協議会（国土交通省）及び協会HPで公表する。

(3) 取り組みの内容

① 国土交通省の「社会保険未加入対策推進協議会」への参画

国土交通省（建設業担当部局）、厚生労働省（社会保険担当部局）、学識経験者、建設業者団体等で構成する「社会保険未加入対策推進協議会」に参画し、効果的な取り組みや周知啓発の方法、さらに実効性の上がる対策について積極的に意見具申する。

また、地方協議会にも積極的に参画する。

② 保険加入の状況

会員企業及び協力会社（下請企業）の社会保険の加入現況調査を10月以降に実施し、12月に取り纏めを行い、報告する。

③ 会員企業への周知

・ 社会保険未加入対策に関して業界を上げて推進していること等について、協会HPや機関誌「道路建設」等を通じて周知、また、企業として取り組むべき対策についての周知徹底を図る。

さらに、協力会社にも会員企業を通じて周知徹底を図る。

・ 会員企業の工事現場において、ポスター等の配布による事業者・技能労働者への社会保険加入の働きかけの実施。

・ 会員企業における下請企業への指導、周知状況の把握。

④ 法定福利費の確保

・ 民間発注団体に対して、ダンピングの防止、法定福利費確保の働きかけを行う。

・ 会員企業に対し、下請会社からの見積書における法定福利費内訳明示のための標準見積書を活用して、法定福利費を適正に確保するよう徹底する。

・ 法定福利費に併せて、建退共制度について、建退共本部が展開する加入促進活動への積極的な支援を行う。

⑤ 就労履歴管理対応

・ 就労者情報の集約管理による省力化、効率化を図る観点からや事業所での保険加入の確認を行うために、就労履歴管理システム等の構築に向けた検討に参画して、実用化に向けた検討を始める。

⑥ 適正工期の確保

・ 適正な工期の設定は、労働環境の悪化を防ぎ、結果として安定的な雇用環境が確保されることになる。このため、労働環境の現状把握、国に対する4週8休の建設業法令遵守ガイドラインへの明記要請活動、パンフレット等による民間発注者への働きかけを行う。

3. 会員企業が自ら行うべき対策

(1) 社会保険加入状況の確認及び指導

- ・ 下請企業に対して、現場等に於いて社会保険等の加入の周知・啓発を図る。
- ・ 下請企業との契約時における社会保険等の加入状況の確認の実施、未加入企業に対して加入を指導する。（2次下請以降は1次下請経由で指導）

(2) 法定福利費等の確保

- ・ 発注者との見積、契約に当たり、発注者の理解を得ながら、適正な法定福利費の計上に努める。
- ・ 下請企業に対して、下請契約の見積時から法定福利費を適正に考慮するよう指導する。
- ・ 法定福利費に併せて、建退共制度加入の指導及び必要な経費の同様の取扱となるように取り組む。

(3) 社会保険未加入企業及び未加入の作業員の排除

- ・ 社会保険等の加入促進が一定程度進捗した段階以降、保険未加入企業との契約の制限や、未加入の作業員の現場からの排除等に取り組む。

以上

平成24年9月7日

一般社団法人日本道路建設業協会